平成２７年（フ）第５７号
茨城県神栖市知手5813番地　平和荘７号、前住所茨城県神栖市横瀬1276番地の90
債務者　上坂　明男
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第８０号
群馬県みどり市大間々町大間々105番地２204
債務者　高橋　　覚
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第６９７号
千葉市稲毛区山王町137番地４　クラースＢ棟102号
債務者　倉本久美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７０４号
千葉県市川市稲荷木１丁目29番11号
債務者　佐々木貴裕
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２１号
千葉市稲毛区柏台309番地２　レジデンスボナール102号
債務者　崎田　健一
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７５５号
千葉県市原市五井西１丁目３番地２
債務者　市川　清吉
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７６２号
千葉県市川市大野町１丁目477番地７
債務者　藁科　　裕
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７３号
新潟市中央区四ッ屋町１丁目2993番地127
債務者　小林由美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８６号
新潟市中央区旭町通２番町5230番地11　旭ハウス２Ｄ号
債務者　山田　佳子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８７号
新潟市西区浦山３丁目３番３号
債務者　橋本　　護
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９０号
新潟市西区立仏31番地４
債務者　大竹　翔太
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９２号
新潟市中央区新和３丁目７番15号　クローバーハウス新和105号
債務者　西片　正道
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９４号
新潟市中央区上所２丁目５番１号
債務者　大澤　　強
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９６号
新潟市東区上木戸５丁目15番１号　ハイツ田園209号
債務者　近藤　高威
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９８号
新潟市北区下大谷内1218番地３
債務者　大坂　　梓（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９９号
新潟市西区寺尾上６丁目３番21号
債務者　小山明日香
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０６号
新潟市北区早通北５丁目１番31―42号　県営早通北住宅3142号
債務者　倉島　尚子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで　新潟地方裁判所民事部